

学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

1. アドバイザー制度

学生生活の中で何か問題が発生した場合、学生課、教務課、学生支援室に直接相談するか、あるいはアドバイザーを窓口として相談してください。

平成 17 年度から実施している「アドバイザー制度（旧担任制）」では、アドバイザーの先生方に学生とのこころの交流、情報の交換を図り、いざという時の窓口となっていただくようお願いしています。学生に問題が生じた場合、その対処を全面的にアドバイザーに求めることは負担が重いため、アドバイザーは問題が生じた時の「窓口」として、責任部署である学生支援室長及び学生課長・教務課長が対応します。

アドバイザー制度の目標は、以下の 2 点です。

- 1) アドバイザーと学生との間で「こころの交流と情報の交換の場」を実現する。
- 2) 問題が生じた時に、アドバイザーが学生の相談窓口となれるよう、つながりを作っておく。

2. 学生健康推進室

学生健康推進室は、本部棟地下 1 階にあり、平日の 9:00～16:00（11:30～12:30 を除く）の間で、来室者の対応を行っています。

(1) 体調不良時の初期対応及び受診指導

簡単な傷の手当てや、ベッドでの休養ができます。場合によっては、本学大学病院へ受診指導を行います。

(2) 定期健康診断の実施と健診後の保健指導

学生は、毎年 1 回健康診断を受診することが義務付けられています。健康診断を必ず受診して下さい。

将来医師として患者さんの治療に当たるためには、医師自らが健康でなければなりません。

定期健康診断は、現在の皆さんの健康状態を把握するだけでなく、将来の生活習慣病を予防するための重要な資料となります。返却された健康診断結果票は大切に保管して下さい。

学生健康推進室では、健康診断の結果に基づき、生活指導や医療機関への受診勧奨をします。健康診断の結果を受け取り、異常がある場合には、指示に従い適切な医療機関を受診して下さい。身長・体重・血圧はいつでも学生健康推進室で測定することができます。

(3) 各種予防接種の実施

医学生として病院に隣接する環境で生活し、大学病院などの医療機関での実習に備える必要があることから、自らの身体を感染症から守るだけでなく、自らが感染源となって感染症を広げない様にすることも大切です。

定期健康診断での抗体検査結果から、麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎ワクチン接種が必要な学生には、ワクチン接種を勧奨しています。該当する学生には予め掲示等でお

知らせいたしますので、決められた日に、予防接種を受けて下さい。決められた日に受けなかった場合は、医療機関で接種し、接種証明書を学生健康推進室に提出して下さい。

また、インフルエンザの予防接種は希望者に実施します。申し込みは9月中旬頃になりますので、掲示を確認し申し込みをして下さい。

(4) 診断書、証明書の発行

実習、留学、初期研修のマッチングに必要な診断書や証明書を、健康診断のデータを用いて作成します。発行には1~2週間かかりますので、余裕を持って学生課に申請して下さい。なお、健康診断を受診していない場合や、健診結果で再検査・受診が必要と判定されたがこれらを未実施の場合、あるいは健診項目以外の検査が求められている場合は、診断書の作成はできません。

(5) 身体的な健康の相談

体調不良や健康上心配なことがある場合には、遠慮なく相談して下さい。必要があれば、本学大学病院の専門診療科など、適切な医療機関を紹介します。

(6) こころの相談

不安・悩み・気分の落ち込み・不眠・早期覚醒・意欲の低下など、いつもと違う症状がある場合は、医師やカウンセラーが相談に応じます。相談は予約制になりますので、予め学生健康推進室に来室し、予約をして下さい。

(7) 体調不良による欠席への対応

実習・演習を欠席する場合は、速やかに履修時間の開始前までに、学生課に電話をして下さい。必要に応じて、学生健康推進室で面談後、意見書を作成します。面談は予約制になりますので、欠席届を持参の上、学生健康推進室に来室し、予約をして下さい。

特に、以下の感染症（学校感染症）に罹患した場合、登校することはできません。学校での流行を予防するために、欠席して必ず医療機関を受診して下さい。

第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、指定感染症及び感染症

第2種：インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（3日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、

3. セクシュアル・ハラスメント等の防止

セクシュアル・ハラスメントとは、広義には『相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為』一般を指します。その中には、性欲や性的関心に基づく言動（性的行

為の強制、触る、覗くなど)、すなわち狭義のセクシュアル・ハラスメントは当然含まれますが、最近では、それら以外に、性役割（ジェンダー）に基づく差別に繋がるような言動（「女（男）なんかとても・・・」など）、すなわちジェンダー・ハラスメントも明確に区別するのは難しいことから、両者を含めて広義に用いることが多くなっています。

最近、職場や学校など、さまざまな場が女性が進出するようになり、男女が一緒に仕事や勉学に従事する機会が多くなるとともに、セクシュアル・ハラスメントに対しての問題意識が高まって来ています。

また、セクシュアル・ハラスメント以外にも、以下のようなハラスメントが問題となります。

- ・パワー・ハラスメント： 上司・上級生から部下・下級生へ地位や数の優位または権限を不当に利用して他の教職員や学生に対して行う就労上・就学上の不適切な言動。
 - ・アカデミック・ハラスメント： 研究教育の場における教員から学生及び教職員への権力を利用した嫌がらせ。
 - ・ドクター・ハラスメント： 診療の場で、患者の態度や診療方針などに関し、医師や医療従事者が患者に対して不用意に発する暴言や態度。
 - ・アルコール・ハラスメント： 上級生が下級生に力を背景として無理やり飲酒を強制すること。
- 特にパワー・ハラスメントは、加害者側が気づかないうちに日常的に行われることが多く、注意が必要です。グループの中でみんなが特定の人を冗談っぽくからかうような行為も、執拗に繰り返される場合、やられる方は深刻な不快感を感じていることがあります、広義のハラスメントになり得ます。アルコール・ハラスメントも、サークルの懇親会などで慣例化している場合があります、ときには急性アルコール中毒や運転の問題など、重大な結果を来すことがあります。

そこで、本学でも、実際に自分や周りの人がハラスメントの被害者になった時、なりそうになった時、どこに、あるいは誰に、どんな形で相談にいけばいいのか、個人の秘密はどのように守られるのかなどについて、セクシュアル・ハラスメントを代表として取り上げ、ガイドラインを制定しました。他のハラスメントの対策も同様に行います。

なお、ハラスメント対策は、本来、起こった場合に対処を講ずるのではなく、双方がこの問題の所在を認識し相互理解を深めることによって、発生の防止に努めるのが本来あるべき姿です。したがって、教職員をはじめ、関係者がハラスメントに関する理解を深めるための広報・啓蒙活動を行なう予定です。

セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン

[目的]

1. 本ガイドラインは、本学の学生がセクシュアル・ハラスメントに煩わされることなく、その能力を有効に発揮して充実した学業を営むようにするために必要な事項を定めることを目的とする。

[セクシュアル・ハラスメントの定義]

2. 一般に、セクシュアル・ハラスメントとは相手の望まない性的な言動をいうが、本ガイドラインでは特に、勉学上や研究上の関係において立場や権限などを利用してなされ、不利益を与えたり勉学上や研究上の環境を悪化させたりするものをいう。

[セクシュアル・ハラスメントの例]

3. セクシュアル・ハラスメントの例としては、以下のような行為が挙げられる。

- ①性的に悪質な冗談やからかいをくり返し加えたりすること。
- ②不快にさせるほど性的な質問を発したりすること。
- ③相手の意に反して体に触ったりすること。
- ④執拗に交際に誘ったり、性的な関係の誘いをしたりすること。
- ⑤ことさら異性を蔑視するような発言をくり返したりすること。
- ⑥人格を傷つけるような性的風評を流したりすること。

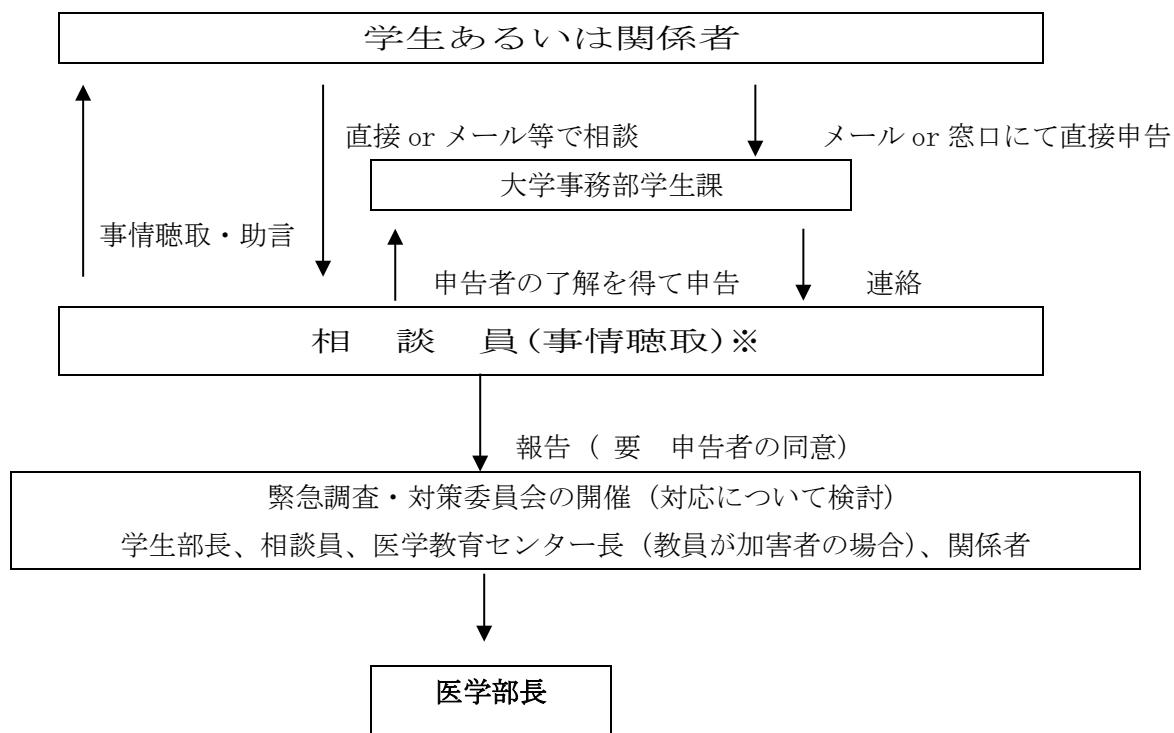
[相談員と相談窓口の役割と位置づけ、対処の手順]

4. 相談は学生部委員会内に置かれた相談室の委員（相談員：男性2、女性2）が担当する。
ただし、受け付ける相談窓口は大学事務部学生課（email：harass@saitama-med.ac.jp）に置かれる。受付段階では、相談内容の詳細を伝える必要はない。
5. 申告を受けた相談員は、申告者の同意を得た上で学生部長に報告する。
6. 学生部長は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適切な対処をする。
7. 学生部長は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

[対処の姿勢、遵守事項]

8. 相談することが申告者にとって無益・不利益にならないよう、誠意を持って対処する。
9. 相談に関わった担当者は、相談事項の秘密を漏らしてはならない。

ハラスメント問題発生から事後処理までの流れ



※上記において、相談員が2人以上で対応する。

4. 学生保険について

入学時に学生が全員加入する保険と任意加入の保険があります。病気、事故等が発生した場合は学生課に報告し、保険適用の有無を確認してください。

- ◎ 全学生加入保険
 - ① 総合福祉団体定期保険(グループ保険)生命保険と障害保険のセット(三井生命・三井住友海上火災) 代理店：日本防災保障
 - ② 学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学研災付帯賠償責任保険(医学賠)(日本国際教育支援協会)
- ◎ 任意保険(団体扱い)
 - ① 三井生命保険(死亡、疾病、傷害、介護等) 毛呂山会
 - ② 学生総合保障制度(三井住友海上火災) 代理店：日本防災保障
学研災付帯学生生活総合保険(東京海上日動火災) 代理店：日本防災保障
- ◎ 学生医療費補助(毛呂山会)
補助額年間1人2万円まで(本学大学病院及び関連施設)

5. 奨学金制度関係

◎奨学金関係

- (1) 埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生(特待生)
 - 第1種 入学時 前期一般入試成績 上位3名まで
後期一般入試成績 上位3名まで
学費300万円減免(1年次のみ)
 - 第2種 各学年成績上位3名まで
学費100万円減免(単年度毎)
- (2) 埼玉医科大学医学部地域医療奨学金
卒業後に学校法人埼玉医科大学に属する病院含む本学大学院や指定する地域医療機関で地域医療に従事することを志す学生を対象とします。
月額5万円 各学年10名程度
貸与月数と同数の期間地域医療に従事した場合は申請により奨学金の返還が免除されます。
- (3) 埼玉県地域枠医学生奨学金
埼玉県の地域医療に従事する明確な意思を持った埼玉医科大学医学部の学生で平成29年度入学生17名を対象とします。
月額20万円
卒業後埼玉県の指定する医療機関で地域医療に9年間従事すれば返還が免除されます。
- (4) 毛呂山会育英会(貸与)
学費の一部貸与(ただし留年者は申請資格失効)
書類審査 学費責任者の不慮の事故等により学資の支弁に困難をきたした時。
- (5) 日本学生支援機構奨学金(貸与)
 - 第1種(無利子) 月額3万円～6万4千円
 - 第2種(有利子) 月額3万円、5万円、8万円、10万円、12万円各コース
 医歯薬系増額貸与 月額12万円コース+4万円=16万円

6. 学生意見箱

埼玉医科大学医学部では、学生からの意見を取り入れて、教育の改善に常時取り組んでいます。例えば、学生による授業評価、学生による臨床実習評価、アドバイザー制度、学年小委員会などがあります。学生意見箱も、その一つで、学生一人ひとりの生の声を聞いて教育の改善に役立てることを目的としています。

学生意見箱の運用は、以下のように行っていますので、教育の改善のために役立つ建設的な意見を入れるようにして下さい。

1. 大学事務部の前に設置する。
2. 原則として1週間に1回、意見箱を開ける。
3. 学生は自分の学籍番号と名前をきちんと書く（無記名のものは取り扱いません）。
4. 投書された意見箱は医学部長のみが閲覧し、必要に応じて適切に対応する。

(備考) 投書者の氏名を公表することはありません。また、本人に不利益が生じないように十分注意しますので、有効に利用して下さい。